）を所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号Ｎ０１２－２に掲げるスライディングプレートは別に算定できない。

Ｎ０１４　プロトラクター（１装置につき）　2,000点

Ｎ０１４－２　牽引装置（１歯につき）　500点

注１　区分番号Ｊ０４４－２に掲げる埋伏歯開窓術を行った歯に対し牽引装置を装着した場合に算定する。

２　区分番号Ｎ０２２に掲げるダイレクトボンドブラケットは所定点数に含まれ別に算定できない。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１５　拡大装置（１装置につき）　2,500点

注　スケレトンタイプの場合は、500点を所定点数に加算する。

Ｎ０１６　アクチバトール（ＦＫＯ）（１装置につき）　3,000点

Ｎ０１７　リンガルアーチ（１装置につき）

１　簡単なもの　1,500点

２　複雑なもの　2,500点

Ｎ０１８　マルチブラケット装置（１装置につき）

１　ステップⅠ

イ　３装置目までの場合　600点

ロ　４装置目以降の場合　250点

２　ステップⅡ

イ　２装置目までの場合　800点

ロ　３装置目以降の場合　250点

３　ステップⅢ

イ　２装置目までの場合　1,000点

ロ　３装置目以降の場合　300点

４　ステップⅣ

イ　２装置目までの場合　1,200点

ロ　３装置目以降の場合　300点

注　装着料は、ステップⅠ、ステップⅡ、ステップⅢ及びステップⅣのそれぞれ最初の１装置に限り算定する。

Ｎ０１９　保定装置（１装置につき）

１　プレートタイプリテーナー　1,500点

２　メタルリテーナー　6,000点

３　スプリングリテーナー　1,500点

４　リンガルアーチ　1,500点

５　リンガルバー　2,500点

６　ツースポジショナー　3,000点

７　フィクスドリテーナー　1,000点

注１　１について、人工歯を使用して製作した場合の費用は、所定点数に含まれる。

２　２について、鉤等の費用及び人工歯を使用して製作した場合の費用は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２０　鉤（１個につき）

１　簡単なもの　90点

２　複雑なもの　160点

注　メタルリテーナーに使用した場合を除く。

Ｎ０２１　帯環（１個につき）　200点

注　帯環製作のろう着の費用は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２２　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　200点

Ｎ０２３　フック（１個につき）　70点

注　ろう着の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２４　弾線（１本につき）　160点

Ｎ０２５　トルキングアーチ（１本につき）　350点

Ｎ０２６　附加装置（１箇所につき）

１　パワーチェイン　20点

２　コイルスプリング　20点

３　ピグテイル　20点

４　アップライトスプリング　40点

５　エラスティクス　20点

６　超弾性コイルスプリング　60点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２７　矯正用ろう着（１箇所につき）　60点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０２８　床装置修理（１装置につき）　234点

注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。

第２節　特定保険医療材料料

区分

Ｎ１００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数

注　特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第14部　病理診断

通則

１　病理診断の費用は、各区分の所定点数により算定する。

２　第14部に掲げる病理診断・判断料以外の病理診断の費用の算定は、医科点数表の例による。

区分

Ｏ０００　口腔病理診断料（歯科診療に係るものに限る。）

１　組織診断料　520点

２　細胞診断料　200点

注１　１については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師若しくは医師が勤務する診療所である保険医療機関において、医科点数表の区分番号Ｎ０００に掲げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号Ｎ００１に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号Ｎ００３に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本（医科点数表の区分番号Ｎ０００に掲げる病理組織標本作製又は医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本（当該保険医療機関以外の保険医療機関で医科点数表の区分番号Ｎ０００に掲げる病理組織標本作製又は医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月１回に限り算定する。

２　２については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師若しくは医師が勤務する診療所である保険医療機関において、医科点数表の区分番号Ｎ００３－２に掲げる迅速細胞診、医科点数表の区分番号Ｎ００４に掲げる細胞診の２により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月１回に限り算定する。

３　当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、医科点数表の区分番号Ｎ０００からＮ００４までに掲げる病理標本作製料は別に算定できない。

４　口腔病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している